

# 保証書

発行日：2024年4月3日

設備保証約款に従い、保証をいたします。

保証番号	
物件番号	
住宅取得者名	
対象住宅所在地	
保証期間	10年間（メーカー保証含む） 開始日：2024年3月29日 終了日：2034年3月28日
対象設備	■給湯器×1, ■システムキッチン×1, ■システムバス×1, ■洗面化粧台×1, ■温水洗浄便座×2
住宅事業者名	山下ホーム株式会社

## （ご注意）

- 発行者の印及び保証番号が無い場合、本保証書は無効です。
- 保証の詳細な内容は、設備保証約款をご確認ください。
- 設備保証をご利用いただくに際しまして、必ず「お客様へのお願い」をお読みください。

本保証は、上記住宅事業者とその委託会社で共同運営となり、本保証書は下記発行者が上記住宅事業者の委託を受けて発行しております。

〈発行者〉

**JAPAN HOME SHIELD** ジャパンホームシールド株式会社  
〒130-0026 東京都墨田区向島2-10-14 尚国シティコア17階  
TEL 03-5624-1545 FAX 03-5624-1544

# (お客様へのお願い)

設備保証をご利用いただくにあたり、ご一読くださいますようお願い申し上げます。

## ■ 設備保証の対象となる設備に故障が発生したら

### ■故障が発生した場合1

修理受付窓口までご連絡ください。ご連絡の前により修理を行った場合は、保証いたしかねます。

### ■故障が発生した場合2

対象設備の故障が原因で生じた損害等につきましては保障の対象外となりますので、被害の拡大や新たな被害の発生の防止に勤め、故障している設備の使用はお控えください。

### ■故障が発生した場合3

お客さまに対応いただくことで解消できる軽微な不具合は、お電話でご案内をさせていただき、ご訪問による調査や修理を実施しないことがございます。

## ■ 修理の対応について

### ■修理の対応1

迅速な対応に努めておりますが、修理会社が休業日の場合や、お客さまとの日程調整ができない場合、部品の取り寄せが必要な場合など、修理完了までにお時間を要することがございますのでご了承ください。

### ■修理の対応2

ご訪問による調査を行った結果、設備保証の保証対象外であった場合や、不具合の発生を確認できなかった場合、お客さまのご都合で調査や修理がキャンセルとなった場合、メーカーが遠隔地と定める地域の場合などは、お客さまに出張費をご負担いただきますのでご了承ください。

### ■修理の対応3

設備保証の対象外の故障や不具合の場合は、有償にて修理させていただきます。恐れ入りますが、修理を行う前にお見積もりが必要な場合は、調査当日の修理はいたしかねますのでご了承ください。

## ■ 注意点

### ■設備保証の対象設備について

日本国内で修理できない設備や業務用の設備は、保証書に記載のある設備であっても保証対象外となります。

### ■設備保証の保証対象となる設備について

メーカー保証の対象となる故障が、保証対象となります。人災や天災、消耗品や劣化に起因するものは保証対象外となります。

### ■住宅の譲渡や相続などが発生する場合

設備保証を次の所有者さまに移転することを希望される場合は、保証書に記載の住宅事業者にお申し出ください。

### ■住宅を居住以外の用途で使用される場合

業務用など、居住用以外での使用は保証対象外になります。保証書に記載の住宅事業者にお申し出ください。

保証対象の設備が故障したらこちら迄

【修理対応受付窓口】

TEL: **0120-312-527**

受付: 24時間365日

## 設備保証約款

### (総則)

第1条 本約款は、ジャパンホームシールド株式会社（以下「JHS」）と一般社団法人MEAS（以下「MEAS」、JHSとMEASを「当社」といいます）および住宅事業者である修理提供者が、住宅取得者に対して共同・連帯して運営・提供する住宅設備の修理について必要な事項を定めるものとします。

### (用の定義)

第2条 本約款において、次の各号に掲げる用語は、それぞれ次の各号の定義に従います。

- (1) 住宅事業者  
対象住宅の施工または販売を行った建設業者もしくは不動産業者で、保証書に記載された事業者をいいます。
- (2) 住宅取得者  
対象住宅の発注者または買主で、保証書に記載された取得者をいいます。
- (3) 対象住宅  
住宅事業者が施工または販売を行った居住を目的とする住宅で、対象設備が取り付けられた住宅をいいます。
- (4) 対象設備  
住宅事業者が取り付けまたは販売を行った住宅設備で、保証書に記載された住宅設備をいいます。ただし、保証書に記載がある場合であっても、日本国内で修理ができない住宅設備およびメーカー保証が1年未満の住宅設備を除きます。
- (5) 修理提供者  
当社および住宅事業者をいいます。
- (6) メーカー  
対象設備を製造したメーカーをいいます。
- (7) 指定修理業者  
対象設備の修理または代替品の取り付けを行う事業者で、修理提供者が選定した事業者をいいます。
- (8) 自然故障  
対象設備において、取扱説明書や注意書きに従って正しく使用および維持管理したにも関わらず生じた故障で、対象設備のメーカーが保証の対象としている故障をいいます。
- (9) 修理費用  
対象設備の修理に係る技術料金、部品代金および出張費（ただし、メーカーが遠隔地としている離島および遠隔地の出張費を除くものとして以下同様とします）をいいます。
- (10) 重複保証契約  
修理提供者が保証する内容の一部または全部について、他の保証契約もしくは保険契約を締結していることをいい、メーカー保証およびメーカーが提供する延長保証、対象設備の取り付けを行う事業者の保証を含みます。
- (11) 倒産等
  - イ) 破産手続開始の決定があった場合、または破産手続開始の申立てにより事業を停止する等、債務を履行する能力を喪失していると認められる場合
  - ロ) 更正手続開始の申立てまたは再生手続開始の申立てを行った場合において、事業を停止する等、債務を履行する能力を喪失していると認められる場合
  - ハ) 債務を履行する能力を喪失し、特別清算の申立てを行った場合
  - ニ) 銀行取引停止処分を受け、事業継続を断念する等、債務を履行する能力を喪失していると認められる場合
  - ホ) 個人事業者において、事業主が死亡した場合
  - ヘ) 債務を履行する能力を喪失し、個人事業者が廃業した場合、または持分会社の事業者が任意清算を行った場合
  - ト) 上記イからハに同等もしくは準ずる状態であると判断される場合

### (保証内容)

第3条 修理提供者は、保証期間中に対象設備に自然故障が発生した場合に、次の各号に規定する範囲において保証します。ただし、第6条の限度に従い、第7条に定める場合を除きます。

- (1) 対象設備の修理
  - (2) 当社が、メーカーの倒産等、修理に必要な部品の供給停止、その他の理由により、修理不能もしくは修理ではなく代替品の取り付けが合理的であると判断した場合の代替品の取り付け
2. 修理提供者は、指定修理業者の調査により、自然故障を示す合理的な根拠の存在が判明したときに限り、第1項の自然故障の発生を認めることとします。
3. 自然故障の発生が認められない場合は、住宅取得者の負担にて修理するものとし、修理費用は、原則として当社が住宅取得者に請求します。
4. 第1項第2号に規定する代替品は、原則として対象設備と同一型番のものとします。ただし、入手不能もしくは困難な場合はメーカーを問わず、修理提供者および指定修理業者が指定する同等品を代替品とします。
5. 第1項各号の債務の履行において、次の各号に規定するものについては、住宅取得者の負担によるものとし、原則として当社が住宅取得者に請求します。

- (1) 標準的な修理作業もしくは代替品の取り付け工事の範囲を超えて要する費用
- (2) 保証限度を超える修理作業もしくは代替品の取り付け工事およびそれらに係る費用
- (3) 住宅取得者の都合および要望により別途要する、もしくは要した費用（修理の中止に伴う費用を含みます。）
- (4) 離島および遠隔地において、必要となる交通費、宿泊費、配送費等
- (5) 対象設備の引き取り修理が必要となる場合の修理以外（取り外し、取り付け、梱包、配送を含みます。）に要する費用
- (6) 対象設備を使用できない場合の代用設備に係る費用および手配
- (7) 第1項第2号による代替品の取り付けを行った場合で、修理できなかった対象設備の処分等に係る費用

6. 修理提供者は、第1項各号の債務の履行において、次の各号に規定するものについて、その責任を負いません。

- (1) 対象設備に記録されているもしくはされていたデータの復元
  - (2) 対象設備に記録されているデータの消失および破損
7. 修理提供者および指定修理業者は、第1項第1号の修理のために交換された部品の返還義務を負いません。
8. 修理提供者は、第1項各号の債務の履行およびそれに係る業務を委託することができます。

### (保証期間)

第4条 保証期間は、対象設備のメーカーの保証期間の末日の翌日の午前0時に始まり、保証書に記載された保証期間の末日の午後12時（保証書にこれと異なる時刻が記載されているときはその時刻）に終わります。

2. 第3条第1項各号については、住宅取得者により第1項の保証期間中に自然故障が発見された場合に限り履行します。
3. 住宅取得者による債務履行の請求または第12条第1項第1号の通知が、保証期間の終了後30日を経過しても到達しない場合には、本約款に定める修理提供者の債務は消滅するものとします。

### (保証書の発行)

第5条 当社は、住宅事業者を通じて、住宅取得者に保証書を発行します。ただし、当社が認めた場合はこの限りではありません。

2. 次に掲げる保証書は無効とします。
  - (1) 保証書記載事項の全部または保証限度額を除く一部の記入をせず発行された保証書
  - (2) 保証書記載事項の全部または一部が手書きの保証書
  - (3) 保証書記載事項に改竄または訂正のある保証書
  - (4) 写しによる保証書
  - (5) 当社の印のない保証書

#### (保証限度額)

第6条 保証書に保証限度額が記載されている場合に限り、修理提供者が第3条第1項各号に規定する債務の履行は、保証書記載の保証限度を限度とし、それを上回る修理費用もしくは代替品の取り付けおよびそれらに係る費用については、原則として当社が住宅取得者に請求します。

#### (債務を履行しない場合)

第7条 修理提供者は、次の各号に掲げるときは、第3条第1項各号に規定する債務を履行しません。もしくは修理提供者が履行した場合であっても、住宅取得者に損害賠償を請求します。

- (1) 修理提供者が債務を履行するにあたり、重要と認める事項（重複保証契約の存在を含みます。）について、住宅取得者が事実を告げなかったとき、または不実のことを告げたとき
  - (2) 住宅取得者が修理提供者または指定修理業者に損害を与える行為を行ったとき
  - (3) 住宅取得者の責めに帰すべき事由により、指定修理業者による修理が困難となったとき
  - (4) 住宅取得者が、正当な理由なく修理提供者に債務履行の請求をしないうとき
  - (5) 指定修理業者の調査により、自然故障を示す合理的な根拠の存在を確認できないとき
  - (6) 対象設備の取扱説明書もしくは修理提供者の説明および指示により、住宅取得者が故障もしくは不具合を解消できるとき
  - (7) 対象設備が、保証書に記載された対象住宅の所在地以外の場所にあるとき
  - (8) 対象設備であることを確認できないとき
  - (9) 第12条第3項に該当するとき
  - (10) 第16条第2項各号に該当するとき
2. 修理提供者は、第3条第1項各号の債務の履行において、次に掲げる事由により生じる修理（これらの事由がなければ発生しなかった修理を含みます。）については、その責任を負いません。
- (1) 対象設備の仕様、構造または本来有する性質
  - (2) 対象設備の取り付け工事、取り付け場所、および対象設備に接続している配線または配管等
  - (3) 対象設備の取扱説明書または注意書きに従わない不正使用および不適切な維持管理
  - (4) 不当な修理または改造、その他メーカー保証の対象外である一切の行為
  - (5) メーカーが想定をしていない用途、用法
  - (6) メーカーがリコール宣言を行った後のリコールの部位および部品
  - (7) 対象設備の機能に影響のない自然の消耗、摩耗、さび、かび、むれ、腐敗、変質、変色、音その他類似の事由
  - (8) 対象設備のアクセサリ、付属品の故障および不具合
  - (9) 対象設備および対象設備の使用に必要なデータ、プログラム、ソフトウェアの改造、改変および不具合
  - (10) 対象設備の消耗品の消耗、故障、不具合およびメーカーが指定する消耗品以外の消耗品の使用
  - (11) 対象設備の使用に必要な水、電気、ガス、石油等の異常
  - (12) 対象設備の取り付け場所の移動
  - (13) 自然災害、公害、塩害、ガス害
  - (14) 虫害、鳥獣害または植物による害
  - (15) 結露
  - (16) 土地の沈下、隆起、移動、振動、軟弱化、土砂崩れ、土砂の流入、その他類似の外的要因
  - (17) 修理提供者が不適切であることを指摘したにも関わらず、住宅取得者が採用させた対象設備の仕様
  - (18) 修理提供者および指定修理業者以外の者が行った一切の修理、調整、その他第三者の責めに帰すべき事由
3. 修理提供者は、次に掲げる事由により生じる損害については、その責任を負いません。
- (1) 対象設備に記載されているデータの消失、破損
  - (2) 対象設備に起因して生じた火災、傷害、疾病、死亡、後遺障害
  - (3) 対象設備に起因して生じた対象設備以外の財物の損壊または対象設備およびその他の財物の使用の阻害
  - (4) 対象設備の仕様、構造または本来有する性質に伴い、通常生じうる事象
  - (5) 対象設備の取り付け時において実用化されていた技術では予防することが不可能な現象またはこれが原因で生じた理由
  - (6) 石綿、石綿の代替物質、石綿を含む製品、または石綿の代替物質を含む製品の発がん性その他有害な特性
4. 修理提供者は、第3条第1項各号の債務の履行において、次に掲げるものについては、その責任を負いません。
- (1) 対象設備の取り付け時の設計、施工、仕様、資材等を上回る場合は、その上回る部分
  - (2) 修理をしたことにより対象設備に生じる外観の変化
  - (3) 修理によって生じた、対象住宅の請負契約または売買契約の締結時、もしくは引き渡し時における設計、施工、仕様、資材等との差異
  - (4) 代替品の取り付けにあたり、同じ設計、施工、仕様、資材等の採用が困難なことによる損害
  - (5) 対象設備の設計、施工、仕様、資材等の独自性、希少性、経年変化等の付加価値、もしくは感情的価値に対する損害
5. 修理提供者は、地震、噴火、津波、洪水、高潮または台風（以下「地震等」といいます。）が直接的または間接的な原因となって、対象設備に火災、損壊、埋没、流出等の被害が生じた場合は、この被害に係る損害について、その責任を負いません。

#### (戦争・天災等の取り扱い)

第8条 修理提供者は、次の各号に掲げる場合で、債務の履行に遅延が生じたときは、遅延に係る損害について、その責任を負いません。

- (1) 戦争（宣戦の前後および開戦の有無を問いません。）、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動（群衆または多数の者の集団行動によって、全国または一部の地区において平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。）に基づく社会的もしくは経済的混乱によって債務を履行できない場合
- (2) 地震等に基づく社会的もしくは経済的混乱によって債務を履行できない場合
- (3) 核燃料物質（使用済み燃料を含みます。）もしくは核燃料物質によって汚染された物（原子核分裂生成物を含みます。）の放射性、爆発性その他の有害な特性の作用またはこれらの特性に起因する事故に基づく社会的もしくは経済的混乱によって債務を履行できない場合
- (4) メーカーの倒産等もしくは修理に必要な部品等の供給停止等を除き、修理に必要な部品等あるいは代替品の入手が困難なために債務を履行できない場合

#### (保証の終了)

第9条 次の各号に掲げるときは、保証は終了します。

- (1) 保証期間が満了したとき
  - (2) 第7条第2項第3号から第5号に該当する行為を行ったとき
  - (3) 住宅取得者の詐欺または強迫があったとき
  - (4) 対象住宅が除却されたとき、もしくは滅失したとき
2. 修理提供者が、前項第3号および第4号の事実を知らずに債務を履行した場合には、住宅取得者に損害賠償を請求します。

#### (保証の解除)

第10条 修理提供者は、次の各号に掲げるときは、何らの催告なくして、保証を解除することができます。

- (1) 対象住宅が除却されたとき、もしくは滅失したとき
  - (2) 第7条第2項第3号から第5号に該当する行為を行ったとき
  - (3) 修理提供者が保証に重要と認める事項について、住宅取得者が事実を告げなかったとき、または不実のことを告げたとき
  - (4) 住宅取得者が、故意にまたは第三者と共謀して修理提供者または指定修理業者に損害を与える行為を行ったとき
  - (5) 住宅取得者の詐欺または強迫があったとき
  - (6) 第15条第1項の表明が事実と反することが判明したとき
  - (7) 第15条第1項各号の確約に反して、同項各号のいずれかに該当したとき
  - (8) 第15条第2項各号の確約に反して、同項各号のいずれかに該当する行為を行ったとき
2. 前項第3号から第8号に該当する場合は、それにより当社に生じた損害について、住宅取得者に損害賠償を請求します。

3. 当社は、第1項各号の事由により保証が解除された場合において、その事実を知らずに債務を履行しているときは、住宅取得者に損害賠償を請求します。

#### (住宅取得者の通知義務)

第11条 住宅取得者は、本約款に定めるほか、次の各号に掲げる事実が発生したときは、遅滞なく、その事実を当社に通知しなければなりません。

- (1) 保証内容の一部または全部について重複保証契約を締結しようとするとき、または重複保証契約が他にあることを知ったとき
  - (2) 保証書または必要書類に記載された事項に重要な変更を加えようとするとき、または重要な変更が生じたことを知ったとき
  - (3) その他保証に重大な影響を及ぼすような行為、または事実の発生を知ったとき
2. 修理提供者は、住宅取得者が正当な理由なく前項の通知義務を履行しない場合は、債務を履行しません。この場合において、修理提供者が住宅取得者の通知義務の不履行を知らずに債務を履行しているときは、住宅取得者に損害賠償を請求します。ただし、当社の負担する危険が増大しないと当社が認めたとき、当社が住宅事業者から事前に通知を受けたとき、または当社が通知事由に関する十分な情報の開示を受けた上で通知を不要と認めるときは、この限りではありません。

#### (住宅取得者のその他の義務等)

第12条 住宅取得者は、自然故障と思われる事象が発生したときは、次の事項を履行しなければなりません。

- (1) 直ちに修理提供者に通知すること
  - (2) 修理提供者および指定修理業者が説明または証明を求めた事項については、すみやかに、かつ誠実にその説明もしくは証明をすること
  - (3) 修理提供者および指定修理業者が調査を必要とする場合は、それに協力すること
  - (4) 修理提供者が、第三者（保証人を含みます。）に求償することができる場合には、その権利の行使または保全について遅滞なく必要な手続を行うこと
2. 修理提供者が債務を履行するうえで必要となる場合を除き、次の各号の行為をすることはできません。
    - (1) 住宅取得者が有する債権を譲渡する行為
    - (2) 住宅取得者が有する債権を他の債務のための担保権の目的とする行為
    - (3) 住宅取得者が有する債権の請求及び受領の権限を修理提供者以外の者に委任する行為
  3. 住宅取得者が正当な理由なく第1項の義務を履行しない場合は、修理提供者は債務を履行しません。この場合において、修理提供者が住宅取得者の違反を知らずに債務を履行しているときは、住宅取得者に損害賠償を請求します。

#### (時効等)

第13条 第3条第1項各号に掲げる債務の履行に係る当社の責任は、債務の履行が完了した日から2年を経過したときに、時効によって消滅します。

2. 前項の規定に関わらず、第3条第1項各号に掲げる債務の履行に起因して、対象設備における自然故障以外の部分、または対象設備以外の財物が損壊したことによる修理提供者の責任は、債務の履行が完了した日から30日以内に住宅取得者が通知したことが証明されない限り消滅します。
3. 前二項の規定は、修理提供者または指定修理業者がその責任があることを知っているにも関わらず、住宅取得者に告げなかった場合は、適用されません。

#### (本約款変更)

第14条 修理提供者は、保証の目的に反しない範囲において、住宅取得者の事前の承諾なく本約款を変更する場合があります。この場合は、変更後の本約款を適用することとします。

2. 修理提供者が前項に規定する変更を行うときは、変更する旨、変更の内容および効力の発生時期を当社ホームページ等で公表するものとします。本約款変更後に本サービスを継続して利用している場合には、同変更に合意したものとみなします。

#### (反社会的勢力の排除)

第15条 修理提供者、指定修理業者および住宅取得者は、自己または利用する第三者が、次の各号に掲げるいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約します。

- (1) 暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなったときから5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下「暴力団員等」といいます。）
  - (2) 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
  - (3) 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
  - (4) 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
  - (5) 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
  - (6) 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること
2. 修理提供者、指定修理業者および住宅取得者は、自らまたは第三者を利用して次の各号に掲げる行為を行わないことを確約します。
    - (1) 暴力的な要求行為
    - (2) 法的な責任を超えた不法な要求行為
    - (3) 脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
    - (4) 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて相手方の業務を妨害し、または相手方の信用を毀損する行為
    - (5) 前各号に同等もしくは準ずる行為

#### (保証の分担)

第16条 修理提供者が債務を履行する場合において、重複保証契約が存在するときは、重複保証契約の契約者と協議のうえで、保証を分担することとします。

2. 修理提供者は、重複保証契約が存在する場合であっても、次に規定するときは債務を履行しません。
  - (1) メーカー保証およびメーカーが提供する延長保証が存在するとき
  - (2) すでに重複保証契約の契約者が債務を履行しているもしくは履行することが決定しているとき

#### (譲渡および買入れの禁止)

第17条 住宅取得者は、修理提供者の承認を得ずに、債務履行の請求権を譲渡または買入れすることはできません。

#### (住宅取得者と修理提供者との事前協議)

第18条 本契約に関して、修理提供者の責任について影響を及ぼす事態が生じた場合には、住宅取得者は、その都度当社と協議を行い、修理提供者の指示に従うものとします。

#### (調停および裁定)

第19条 修理提供者が履行すべき債務について、修理提供者と住宅取得者との間に争いが生じたときは、当事者双方は、書面をもって各1名の調停人を選定して、調停人の判断に委ねることができます。

2. 第1項の調停人の間に意見の一致を見ないときは、各調停人が協議して選定する1名の裁定人にこれを裁定させることとします。
3. 修理提供者および住宅取得者は、各々その要した調停の費用（調停人に対する報酬を含みます。）を負担し、裁定のために要した費用（裁定人に対する報酬を含みます。）については、折半してこれを負担することとします。

#### (管轄裁判所)

第20条 この保証に関する訴訟、和解、調停その他の紛争については、東京地方裁判所または東京簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

#### (準拠法)

第21条 本約款は、日本国の法令に準拠するものとします。

## 保証の移転に関する特約

### (用語の定義)

第1条 次の各号に掲げる用語は、それぞれ次の各号の定義に従います。

- 第一取得者  
住宅事業者と対象住宅に係る新築工事の請負契約を締結した発注者、または売買契約を締結した買主をいいます。
  - 転得者  
第一取得者の承継人（その承継人を含みます。）で、現に対象住宅を所有する者をいいます。
2. この特約に基づき保証が移転された場合は、設備保証約款（以下、「保証約款」といいます。）第2条第2号の規定に関わらず、住宅取得者とは転得者をいいます。

### (保証の移転の申出)

第2条 対象住宅の譲渡、相続その他の承継（以下「譲渡等」といいます。）が行われる場合において、保証約款およびこれに付帯された追加条項ならびに特約条項に従うことを条件に、第一取得者、転得者および住宅事業者との間で主契約における地位の移転について約定した場合は、住宅事業者を通じてその旨を証する書面および必要書類を当社に提出し、保証の移転を申し出ることとします。

2. 前項については、主契約における地位が転得者よりさらに移転される場合も同様とします。

### (保証書の発行)

第3条 修理提供者が、保証の移転を承認した場合に限り、第2条の申出に基づき、住宅事業者を通じて転得者に保証書を発行します。この場合において、当社が当該保証書以前に発行した保証書は無効とします。

- 第一取得者および転得者は、修理提供者が第1項の承認をしなくとも異議を申し立てません。
- 第1項については、転得者よりさらに移転される場合も同様とします。

### (保証限度額)

第4条 修理提供者が、第一取得者および転得者に対して、保証約款第3条第1項各号に規定する債務の履行に要する費用は、保証書記載の保証限度額を限度とします。

### (保証約款との関係)

第5条 この特約に定めのない事項については、この特約条項の趣旨に反しない限り、保証約款およびこれに付帯された追加条項ならびに特約条項の規定を適用します。

## 個人情報の取り扱いに関する条項

### (個人情報)

第1条 申込者（契約成立後の契約者およびその代理人を含み、以下同様とします。）は、次の各号に掲げるジャパンホームシールド株式会社（以下「JHS」）と一般社団法人MEAS（以下「MEAS」）。JHSとMEASを「当社」といいます。）との本契約（本申込みを含み、以下同様とします）に係る個人情報（変更後の情報を含み、以下同様とします。）を、当社が本条項に従い、取り扱うことに同意します。

- 氏名、性別、生年月日、住所、電話番号、電子メールアドレス、その他申込者の属性情報
- 本契約の種類、申込み日、契約日、期間、支払い方法、その他本契約に係る契約情報
- 設計図書、仕様書、請負契約書の写し、売買契約書の写し、保険付保証明書の写し、工事記録その他本契約に係る住宅情報
- 申込者の運転免許証、パスポート、住民票の写しその他本人確認をするための本人確認情報
- 個人の肖像、音声、音声を磁気的または光学的媒体等に記録した映像および音声情報
- 裁判所等公共機関、官報、電話帳、住宅地図等に公開されている公開情報

### (個人情報の利用)

第2条 当社が取り扱う個人情報の利用目的は、次の各号に掲げるものとし、申込者は、当社が当該利用目的の範囲で個人情報を利用することに同意します。

- 本契約の可否の判断
- 本契約または法律に基づく権利の行使および義務の履行
- 本契約に係る申込者への宣伝物、印刷物、電話、電子メール等による案内
- 申込者からのご意見、ご要望またはご相談への対応
- 当社が営む業務の実施ならびに取り扱う商品およびサービス（関連または提携する法人等が取り扱うものを含みます。）の案内または提供等
- 商品の開発
- 市場調査および研究
- 住宅の性能の向上、維持、欠落、復旧等に係る施策の検討
- 申込者への宣伝物、印刷物、電話、電子メール等による営業案内
- 前各号の利用目的の達成および当社の保証業務の遂行に必要な第三者への預託および提供

### (個人情報の開示等)

第3条 申込者は、当社所定の方法により、個人情報の開示を請求することができます。ただし、次の各号に掲げる場合を除きます。

- 本人の確認ができない場合
  - 申込者または第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
  - 当社の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合
  - 法令に違反することになる場合
2. 当社が個人情報を開示した結果、不正確または誤りであることが明らかになった場合は、当社は速やかに当該事実の訂正または削除に応じます。ただし、客観的事実以外の事項については、この限りではありません。
3. 当社が、前条第9号に規定された目的で当該個人情報を利用している場合であっても、申込者が利用の中止を申し出た場合は、それ以降の利用を中止します。ただし、本契約に係る書類等（電磁的記録の送信を含みます。）に同封または同送される営業案内については、この限りではありません。

### (本条項に不同意の場合)

第4条 当社は、申込者が本契約に必要な事項の記入または提出を希望しない場合、もしくは本条項に同意しない場合は、本契約の引き受けを行いません。ただし、第2条第9号の不同意を除きます。

### (本契約が不成立の場合)

第5条 申込者は、本契約の不成立または成立後に解除された場合であっても、その理由の如何を問わず、第1条に基づき申込者が本契約に係る申込みおよび契約をした事実に関する個人情報が、当社において一定期間利用されることに同意します。

### (個人情報の管理)

第6条 当社は、管理する個人情報の紛失、誤用、および改変の防止に努めることとします。

### (個人情報取り扱い業務の外部委託)

第7条 当社は、個人情報を取り扱う業務の一部または全部を外部に委託できることとします。

### (統計の利用)

第8条 当社は、個人情報を基に、個人を特定できない形式に加工した統計の作成、および当該統計の利用につき、何らの制限を受けないこととします。

### (第三者への提供)

第9条 当社は、次のいずれかに該当する場合を除き、個人情報を第三者に提供しません。

- あらかじめ申込者からの同意を得た場合
- 申込者を識別できない状態で開示する場合
- 法令により、または裁判所、警察等の公的機関より開示を求められた場合
- 前各号のほか、法令で認められる場合

### (本条項の変更)

第10条 当社は、個人情報保護の目的に反しない範囲において、申込者の事前の承諾なく本条項を変更する場合があります。この場合は変更後の本条項を適用することとします。

2. 当社が、本条項に掲げる利用目的の変更を行うときは、変更する旨、変更の内容および効力の発生時期をお知らせすることとします。

改定日：2023年6月1日

改定日：2024年3月22日